

相模原市社会福祉法人・施設等の指導監査結果等の公開に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人(以下「法人」という。)の概要及び指導監査の結果等の公開(以下「指導監査結果等の公開」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(公開の目的)

第2条 指導監査結果等の公開は、市民の福祉サービスの利用の利便性の向上を図るとともに、指導監査の公平性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、指導監査とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 相模原市社会福祉法人運営等指導監査実施要綱(平成20年4月1日施行)第4条に定める指導監査
- (2) 相模原市認可保育所指導監査実施要綱(平成21年4月1日施行)第4条に定める指導監査
- (3) 相模原市認可外保育施設指導監督実施要綱(平成15年4月1日施行)第4条に定める指導監督
- (4) 相模原市高齢者福祉施設指導監査実施要綱(平成20年4月1日施行)第4条に定める指導監査
- (5) 相模原市障害者援護施設指導監査実施要綱(平成20年4月1日施行)第4条に定める指導監査
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第70条の規定により実施する調査

2 この要綱において、「社会福祉法人」とは、法第22条に規定する社会福祉法人をいう。

3 この要綱において、「施設」とは、指導監査の対象施設及び対象事業をいう。

(公開の内容)

第4条 公開する内容は、次のとおりとする。

- (1) 法第30条第1項第2号の規定により相模原市長が所轄庁となる社会福祉法人にあっては、次のアからケまで、それ以外の法人で市内で施設を経営する法人にあっては、次のア及びコ

- ア 当該社会福祉法人の名称
- イ 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地
- ウ 当該社会福祉法人の主たる事務所の電話番号
- エ 当該社会福祉法人の代表者の氏名
- オ 当該社会福祉法人の法第32条の規定による認可の年月日
- カ 当該社会福祉法人の設立の登記年月日
- キ 当該社会福祉法人の役員の役職名及び氏名
- ク 当該社会福祉法人の実施する社会福祉に係る事業
- ケ 当該社会福祉法人の経営する施設の種別、名称、所在地及び定員
- コ 当該社会福祉法人が市内で経営する施設の種別、名称、所在地及び定員

(2) 指導監査結果の概要 次に掲げるもの

- ア 前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる指導監査結果の概要

- (ア) 当該指導監査の実施年月日
- (イ) 定期指導監査、臨時指導監査又は特別指導監査の別
- (ウ) 当該指導監査の結果のうち別に定める指導監査基準に定める要改善事項の概要
- (エ) 改善の状況

- イ 前条第1項第3号に掲げる指導監督結果の概要

- (ア) 当該指導監督の実施年月日
- (イ) 定期立入調査、臨時立入調査又は特別指導監督の別
- (ウ) 当該指導監督の結果のうち別に定める指導監督基準に定める要改善事項の概要
- (エ) 改善の状況

- (オ) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について(平成17年1月21日雇児発第0121002号)による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付の有無

(3) 別に定める指導監査実施計画

(4) 別に定める指導監査基準

- 2 前項第1号に規定する事項のうち法第30条第1項第2号の規定により相模原市長が所轄庁となる社会福祉法人に係る事項にあつては当該社会福祉法人から提

出された現況報告書に基づき、同号に規定する事項のうち法第30条第1項第2号の規定により相模原市長が所轄庁となる社会福祉法人以外の法人で市内で施設を営む法人に係る事項にあっては施設の指導監査を実施した際に取得した情報に基づき、公開するものとする。

(公開の時期)

第5条 公開の時期は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事項は、当該年度の8月を目途に公開する。

(2) 前条第1項第2号に掲げる事項は、当該指導監査を実施した日から4か月を経過した日の翌月の1日を目途に公開する。

(公開内容の変更)

第6条 第4条第1項第2号ア(エ)及びイ(エ)に掲げる改善の状況は、公開した後
に改善が確認された場合には、公開の内容を変更するものとする。

2 第4条第1項第2号イ(オ)は、公開した後
に証明書の交付の有無に変更が生じた場合は公開の内容を変更するものとする。

(公開の期間)

第7条 第4条に規定する事項を公開する期間は、第5条第1項の規定により公開
内容に変更等が生じるまでの期間とする。

(公開の方法)

第8条 公開は、市のホームページに掲載するとともに、行政資料コーナーに配架
することにより行う。

(非公開情報の取扱い)

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。